

## 兼務役員雇用実態証明書「提出書類」のご案内

法人の役員は原則として、雇用保険被保険者になれません。

役員は委任関係（会社法第330条）で、原則として役員報酬です。

但し、使用人兼任役員は、例外として被保険者となる場合がございます。

- 代表役員・・・・・・被保険者になれません。
- 監査役・・・・・・同上（使用人兼任の禁止→会社法第335条）
- 使用人兼任役員・・被保険者になる場合があります。
  - 取締役等の雇用保険被保険者資格簡易判定票を参考にしてください。

### 《法人の使用人兼任役員を被保険者として申請するときの提出書類》

① 労働者名簿

② 出勤簿（出勤日が確認できる書類）

役員就任月（または取扱変更日）とその前後の月及び最新の月

（例）役員就任が8月で現在11月の場合……7・8・9月と11月分

③ 貸金台帳 ⇒ 使用人兼任役員の使用人給与額と役員報酬額とは区別してください。

役員就任月（または取扱変更日）とその前後の月及び最新の月

（例）役員就任が8月で現在11月の場合……7・8・9月と11月分

④ 総会議事録 ⇒ 役員就任（または取扱変更）時のもの

⑤ 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） ⇒ 就任日が確認できるもの

⑥ 定款

⑦ 兼務役員雇用実態証明書

⑧ 使用人兼務取締役に関する確認書

⑨ 【未取得の場合】

雇用保険被保険者資格取得届（様式第2号）

【取得済みの場合】

雇用保険被保険者証（様式第7号）

雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業主通知用）

雇用保険被保険者資格喪失・氏名変更届（様式第4号）

※①～⑥はコピーをご提出ください。

福岡南公共職業安定所 雇用保険適用課

電話：092-513-8609(部門コード：21#)